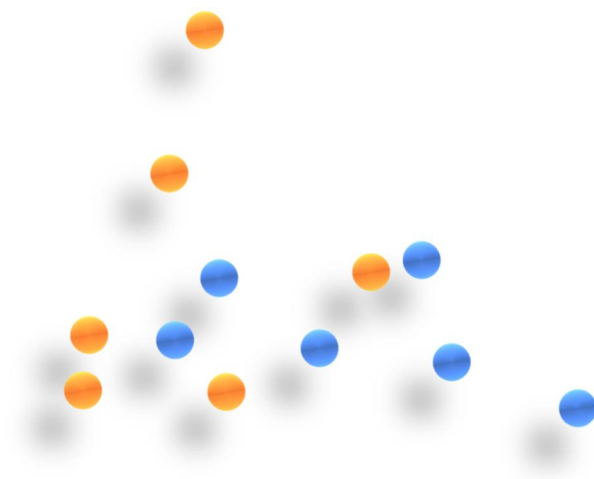


群馬県建築基準法例規・事例集



令和8年度

群馬県特定行政庁連絡会議

<令和8年4月1日版>

凡 例

1. 編集の目的

本書は、建築基準法令の規定の解釈とそれに関連する行政指導等について、先例とする規則（例規）や前例となる取扱い（事例）をまとめたものであり、本県特定行政庁（県及び12市）並びに建築主事及び指定確認検査機関が許認可、確認審査又は検査を行う際に、適切かつ統一的な解釈又は運用を図り、行政手続法第5条に規定する審査基準として公に示すことを目的とする。

2. 内容の構成

建築基準法の体系にしたがい、法全体を5つに大別し、その他条例、細則及び他法令との関係付け加えた。さらに各項目を細分類し、分りやすいようにコード番号を付し整理配列してある。

また、内容に応じて「解釈事項」（＝法令を解釈したもの）、「指導事項」（＝行政指導であるもの）及び「手続事項」（＝様式や書類の提出方法等を定めたもの）に区分整理している。

3. 法令名の略称

法	建築基準法
令	建築基準法施行令
規則	建築基準法施行細則
告示	建築基準法に基づく建設省及び国土交通省告示
条例	群馬県建築基準法施行条例
細則	群馬県建築基準法施行細則

4. 取扱上の注意

本書の内容については県及び県内12市の特定行政庁の統一した解釈、取扱いであるが、法改正等により内容が変更されることがあり、また若干であるが部分的に特定行政庁により取扱いが異なることがあるので注意されたい。

目 次

	コード番号
1. 総則.....	1
・用語の定義及び算定方法.....	1 - a
・適用除外.....	1 - b
・手続き関係.....	1 - c
・違反是正.....	1 - d
・報告・検査・その他.....	1 - e
2. 建築物の敷地、構造及び建築設備.....	2
・敷地.....	2 - a
・一般構造.....	2 - b
・構造強度.....	2 - c
・耐火構造、防火構造、防火区画等.....	2 - d
・避難施設等.....	2 - e
・内装制限.....	2 - f
・建築設備.....	2 - g
3. 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備.....	3
・道路.....	3 - a
・建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係.....	3 - b
・用途地域.....	3 - c
・建築物の面積、高さ及び敷地内の空地.....	3 - d
・防火地域.....	3 - e
・美観地区、地区計画等の区域.....	3 - f
4. 雑則.....	4
・建築協定.....	4 - a
・建築審査会.....	4 - b
・既存建築物に対する制限の緩和.....	4 - c
5. 工作物.....	5
6. 条例、細則.....	6
7. その他（他法令との関係等）.....	7

詳細目次

1. 総則

1 - a : 用語の定義及び算定方法

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
1-a-002	床面積の数値について	S59.4.1	R3.7.1		解釈
1-a-003	人工地盤に建築する建築物の階数、床面積、高さ及び軒の高さの取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
1-a-004	工場、倉庫等に設ける下屋部分の建築面積、床面積の取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
1-a-006	屋上自動車駐車場の床面積の算定の取扱いについて	S59.4.1			解釈
1-a-007	キャノピー等の床面積の算定について	S62.7.1			解釈
1-a-008	小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置がある場合の取扱いについて	S59.4.1	R3.7.1		解釈
1-a-009	別棟とみなすことができる渡り廊下の基準の取扱いについて	S59.4.1	R7.4.1		解釈
1-a-010	既存木造建築物(第1期)に、部分により構造を異にする建築物(第2期)を増築する場合の別棟の取扱いについて	S59.4.1	R7.4.1		解釈
1-a-011	法第6条第1項第1号にいう「その用途に供する部分の床面積の合計・・・」についての倉庫の取扱いについて	S59.4.1			解釈
1-a-012	集会場に関する取扱いについて	S60.4.1	R8.4.1		解釈
1-a-013	開放自動車車庫の用途に供する部分の範囲は	S60.4.1			解釈
1-a-015	蚕室は居室か	S59.4.1	H14.4.1		解釈
1-a-018	自動車修理工場の取扱いについて	S60.4.1	H14.4.1		解釈
1-a-021	プレハブ物置等の展示場における、建築物の扱いについて	H4.2.21	H14.4.1		解釈
1-a-022	ゴルフ場のクラブハウスは何の用途で扱うか	H4.5.8	R6.4.1		解釈
1-a-024	法敷きは道路幅員に含まれるか	H5.12.1	R6.4.1		解釈
1-a-027	屋根のない野球場等のスタンドは建築物として扱うが、床面積はどう算定するか	H5.12.1	H22.4.1		解釈
1-a-028	住宅の2階以上のバルコニーの床面積の取扱いについて	H8.4.1	R6.4.1		解釈
1-a-029	法第2条第5号の規定による主要構造部とは	H8.4.1	R8.4.1		解釈
1-a-032	一の建築物において「改築」の定義は	H10.4.1	H13.4.1		解釈
1-a-033	犬小屋は建築物となるか	H10.4.1			解釈
1-a-036	サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて	H26.8.1			解釈
1-a-037	一棟性の取扱いについて	H27.7.1	R7.4.1		解釈
1-a-038	デイサービスセンターの浴場は公衆浴場に該当するか	H27.7.1	R6.4.1		解釈

1-a-039	ライブハウスの用途は何になるか。	H27.7.1			解釈
1-a-040	葬祭場に併設される宿泊室の取扱いについて 【群馬県、前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、安中市の扱い】	H27.7.1	R4.7.1		解釈
1-a-041	既存建築物の基礎を改修し、建築物が垂直方向へ移動（高さが高くなる）した場合「移転」に該当するか	H30.6.1			解釈
1-a-042	宿泊施設を含む学校の用途（特別支援学校を除く）の取扱いについて	R1.7.1	R6.4.1		解釈

1 - b : 適用除外

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

1 - c : 手続き関係

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
1-c-001	大規模の修繕・大規模の模様替の取扱いについて	S60.4.1	R7.11.1		解釈
1-c-003	公営住宅の確認申請手数料額の減額がなされる場合の算定方法について【特定行政庁群馬県のみ扱い】	S60.4.1	H23.4.1		解釈
1-c-004	確認申請書等の記載事項に変更を生じた場合の手続きについて	S60.4.1	R3.7.1		手続
1-c-005	工作物の申請件数及び手数料の取扱いについて	S61.8.1	R6.4.1		手続
1-c-006	大規模の修繕、模様替の手数料の算定について	S61.8.1			解釈
1-c-007	テント構造物の取扱いについて	S62.7.1	H14.4.1		解釈
1-c-008	確認申請受理後、確認済証交付までの間に、延べ面積の変更があった場合の手数料の取扱いについて	S62.7.1	H11.5.1		解釈
1-c-009	自動車整備工場の認可申請に伴い必要とされる検査済証に代る書類の取扱いについて	H1.7.6	R2.7.1		手続
1-c-010	道路位置指定台帳概要書の閲覧について 【特定行政庁群馬県のみ扱い】	H3.7.16	R3.7.1		手続
1-c-013	法第85条第5項及び第6項の仮設建築物の許可申請で、複数の建築物がある場合の申請の取扱いについて	H8.4.1	R2.7.1		解釈
1-c-015	延べ面積が計上されない建築物の新築の確認申請の扱いについて	H9.4.1			解釈
1-c-016	建築基準法第6条の規定による計画変更確認申請の取扱い	H16.4.1	R8.4.1		解釈
1-c-017	法第18条第2項の規定に基づく計画通知の提出部数について	H22.4.1			手続
1-c-018	堆肥舎の取扱いについて	H22.4.1	R8.4.1		解釈
1-c-019	都市計画区域外の土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物（法第6条第1項第三号相当に該当する建築物に限る）を建築しようとする場合の建築確認申請先について	H22.4.1	R7.4.1		解釈
1-c-020	工事監理者決定届について	H23.4.1	R3.7.1		手続
1-c-021	ビニルハウスを用いた畜舎の取扱いについて	H27.7.1	R3.7.1		解釈
1-c-022	検査済証のない建築物にかかわる増改築確認申請の取扱いについて	H27.7.1	R8.4.1		解釈
1-c-023	道路上空の渡り廊下の確認申請の方法について	H27.7.1			手続

1-c-024	一部事務組合、第3セクター等の確認申請の取扱いについて	H27.7.1			解釈
1-c-025	鉄骨を一部に使用する木造建築物の取扱いについて	H28.7.1	R7.4.1		解釈
1-c-026	建築物等の敷地（許認可に係る敷地又は土地等を含む）が2以上の行政区域にわたる場合の確認申請等の取扱いについて	H30.6.1			手続
1-c-028	障害者総合支援法に基づく小規模な戸建て型グループホームの取扱い	R4.7.1			解釈
1-c-029	法第85条第6項の仮設建築物に係る許可の期間の延長について	R5.7.1			解釈

1 - d : 違反是正

コード	事例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

1 - e : 報告・検査・その他

コード	事例	創設	改正	廃止	区分
1-e-002	法第12条第5項の規定に基づく報告の様式について	S62.7.1	R5.7.1		手続
1-e-003	法第12条第1項の報告（定期報告）の要否を判定する為の建築物の床面積の取扱いについて	H10.4.1	R1.7.1		解釈
1-e-005	法第6条第1項第3号建築物における規則第8条の3「枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法」に規定される国土交通大臣が定める構造方法（H13告示第1541号）の確認の特例について	H30.6.1	R7.4.1		手続

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2 - a : 敷地

コード	事例	創設	改正	廃止	区分
2-a-001	敷地内水路を占用した場合の敷地面積の取扱いについて	S61.8.1	R2.7.1		解釈

2 - b : 一般構造

コード	事例	創設	改正	廃止	区分
2-b-002	法第28条第2項の規定による居室の換気上有効な部分としての窓、その他の開口部として、閉鎖状態で通常使用される用途の建築物の出入口等も含まれるか	S61.8.1			解釈
2-b-004	階段室型共同住宅の界壁について	H5.2.25	R6.4.1		指導
2-b-005	令第20条第2項第1号の公園、広場、川その他これらに類する空地について	H5.12.1	H24.4.1		解釈
2-b-006	採光のための開口部を設けることを要しない居室について	H8.4.1	H14.4.1		解釈
2-b-007	学校体育館のステージとアリーナを結ぶ段々状のものは、令第23条の階段各部の寸法の適用を受けるか	H10.4.1			解釈
2-b-008	モーター類似用途等の階段幅の規制について	H27.7.1	R6.4.1		解釈

2 - c : 構造強度

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-c-003	木造の布基礎について	S59.4.1	H14.4.1		解釈
2-c-005	屋根の重さが異なる筋違いの算定について	S59.4.1			解釈
2-c-008	既存不適格建築物の増改築において緩和適用される構造規定について	S61.8.1	R7.4.1		解釈
2-c-011	構造設計について	H3.8.6	R4.7.1		指導
2-c-015	3階建て木造（混構造を含む）の構造設計について	H8.4.1	R6.4.1		指導
2-c-016	既存建築物に昇降機を設ける場合等の構造審査について	H8.4.1	H24.4.1		解釈
2-c-017	雪おろしの実況に応じて垂直積雪量を1メートルまで低減できる取扱いについて【特定行政庁群馬県のみ扱い】	H15.4.1	H16.4.1		解釈
2-c-018	令第70条の防火被覆の範囲について	H16.12.15			解釈
2-c-022	平成19年告示第593号の架構を構成する柱の相互の間隔の取扱いについて	H27.7.1			解釈

2 - d : 耐火構造、防火構造、防火区画等

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-d-001	令第112条第1項ただし書防火区画免除について	S59.4.1	R6.4.1		手続 解釈
2-d-002	耐火建築物でコンクリートスラブの上に置屋根を造る場合の取扱いについて	S59.4.1	H14.4.1		指導
2-d-003	倉庫の防火区画の取扱いについて	S62.7.1	R5.7.1		解釈
2-d-006	ピラミッド型、アーチ型の屋根の取扱いについて	S62.7.1			解釈
2-d-007	開放自動車車庫の開口部の取扱いについて	S59.4.1	R3.7.1		解釈
2-d-009	軽微な別棟からの延焼の恐れを取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
2-d-010	法第27条、条例第23、24条における自動車車庫又は自動車修理工場の「当該用途に供する部分」の範囲は	S59.4.1	R3.7.1		解釈
2-d-013	軒裏防火構造が求められる場合の鼻隠し、破風の取扱いについて	S60.4.1			指導
2-d-017	庇を床面積に算入した建築物の防火区画、避難規定の取扱いについて	S62.7.1	H13.4.1		解釈
2-d-022	耐火建築物及び準耐火建築物の延焼の恐れのある部分の外壁の軒先面戸の取扱いについて	H3.8.6	H10.4.1		解釈
2-d-023	体育館の防火区画の取扱いについて	H5.12.1	R8.4.1		解釈
2-d-024	1時間耐火のはりで、床面からはりの下端までの高さが4メートル内外の耐火被覆の扱いについて	H6.8.1	R6.4.1		解釈
2-d-026	小屋組みが木造である建築物（建築面積が300㎡を超えるものに限る）で、天井がなく野地板あらかわしの場合、又は天井が屋根たる木直打ちの場合、令第114条第3項の隔壁を設けなければならないか	H10.4.1	H22.4.1		解釈
2-d-027	令第136条の10第3号ロに基づいて設ける防火堀について、隣地と水路、公共物等を隔てて接する場合の取扱いについて	H10.4.1	H22.4.1		解釈
2-d-029	令第112条第19項で規定する特定防火設備及び防火設備の確認について	H10.4.1	R6.4.1		手続

2-d-030	耐火・準耐火建築物で庇を床面積に参入した建築物の、延焼の恐れのある部分の防火措置の取扱いについて	H13.4.1	R5.7.1		解釈
2-d-031	告示第1716号において、畜舎等の周囲6メートル又は20メートル以内に建築物又は工作物が存しないこと（同告示第3の一号及び二号）が規定されている、隣地境界線又は道路中心線からも同様に3メートル又は10メートル離す必要があるか	H16.4.1			指導
2-d-032	構造計算不要規模の木造建築物における令第109条の2の2の取扱いについて	H23.4.1			解釈
2-d-033	エキスパンションジョイント（以下、「EXPJ」）を防火区画の一部を構成する壁又は床に使用することは可能か	R1.7.1			解釈
2-d-034	耐火構造等の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱いについて	R5.7.1			解釈
2-d-035	法第35条の3の規定による無窓居室を区画する主要構造部の取扱いについて	R8.4.1			解釈

2 - e : 避難施設等

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-e-003	建設省告示第1411号非常用照明設置緩和の取扱いについて	S59.4.1	H16.4.1		解釈
2-e-006	高層建築物等に係る防災評定について	S61.8.1	R6.4.1		指導
2-e-016	自然排煙とは	H4.7.9			解釈
2-e-017	法第35条の「廊下、階段、出入口その他の避難施設の避難上支障がない」避難経路とは	H4.7.9	H24.4.1		指導
2-e-023	令第126条の2第1項ただし書第4号の排煙設備の緩和を受けようとする場合の添付図書について	H10.4.1	H16.4.1		手続
2-e-025	令第126条第1項の手すりの安全対策について	H16.12.15	H24.4.1		指導
2-e-027	シャッターの令第116条の2第1項第2号の開口部としての取扱いについて	H24.4.1			解釈
2-e-028	令第126条の2第1項第五号の規定により排煙設備の設置を要しない室・居室の取扱いについて	H27.7.1	R8.4.1		解釈
2-e-029	吹抜き部分の1階のたて穴区画の取扱いについて	R1.7.1			解釈
2-e-030	令第126条の2第1項第三号「その他これらに類する建築物の部分」の適用について	R6.4.1			解釈

2 - f : 内装制限

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-f-001	令第128条の5第2項による「当該用途に供する部分」の範囲について	S59.4.1	R6.4.1		解釈
2-f-003	ラジエントヒーターに係る、火気使用室としての内装制限について	H23.4.1			解釈
2-f-004	壁及び天井から独立した木部が露出する柱又は梁に対する内装制限の適用について	H29.7.1	R6.4.1		解釈 指導

2 - g : 建築設備

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-g-001	昇降機機械室の出入口の戸の構造について	S59.4.1	H22.4.1		指導
2-g-002	建築物に設置する昇降機の確認申請及び手数料の取扱いについて	H2.9.18	R7.4.1		手続

2-g-005	浄化槽の人員算定で用途が複数ある場合の算定	H5.12.1	R1.7.1	解釈
2-g-007	昇降機の確認申請の手続きについて	H16.12.15	R7.7.1	解釈
2-g-008	火気使用室に設ける給気口の取扱いについて	H23.4.1		解釈
2-g-009	浄化槽処理対象人員算定について	H28.7.1		解釈 指導

3. 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

3-a : 道路

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-a-001	道路位置指定の取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
3-a-002	道路位置指定道路内の電柱等の工作物築造の取扱いについて	H1.7.6			解釈
3-a-003	道路位置指定（法第42条第1項第5号）における道路の幅員及び延長について	H17.4.1			解釈

3-b : 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-b-001	幅員 4 m 未満の道路を含めて築造された道路の取扱いについて	S59.4.1	H14.4.1		指導
3-b-003	高架の道路の路面下に設ける建築物は、法第44条第1項ただし書の許可は必要か	H8.4.1			解釈
3-b-004	法第44条第1項ただし書の時盤面下に建築する場合の取扱いについて	H27.7.1	R6.4.1		解釈

3-c : 用途地域

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-c-002	第一種低層住居専用地域内の自動車部品店舗兼用住宅及び第二種低層住居専用地域内の自動車部品店舗の取扱い	S59.4.1	R4.7.1		解釈
3-c-004	第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域内に建築する出力の合計が0.75kw以下の原動機を使用するクリーニング店兼用住宅の取扱いについて	S59.4.1	H22.4.1		解釈
3-c-005	法別表第二（ハ）項第5号の「倉庫業を営む倉庫」の取扱いについて	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-c-006	工業専用地域内に建築する児童福祉施設（保育所等）の取扱いについて	S59.4.1	H14.4.1		解釈
3-c-007	アーク溶接機は原動機か	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-c-008	令第130条の3第2号の喫茶店とは	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-c-010	第一種住居地域で禁止のマージャン屋、ぱちんこ屋「その他これらに類するもの」とは	S61.8.1	R2.7.1		解釈
3-c-011	法第48条ただし書許可した既存建築物の改築の取扱いについて	H1.7.6	H14.4.1		解釈
3-c-012	法別表第二「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計……」の「作業場の床面積」の取扱いについて	H1.7.6	R6.4.1		解釈
3-c-013	法第48条又は法第51条の規定によりただし書許可を受けたものについて計画変更等を行うおとす場合について	H1.7.6	R7.4.1		解釈

3-c-014	旅館・ホテル内の大広間、宴会場部分（風営法営業）の取扱いについて	H2.3.15			解釈
3-c-015	コーヒーの焙煎、粉碎のための建築物の取扱いについて	H4.2.21	R4.7.1		解釈
3-c-016	第二種中高層住居専用地域内において、令第130条の5の3各号の用途に供する建築物で、3階又は1500㎡をこえるものを建築できるか	H5.6.25			解釈
3-c-017	第一種中高層住居専用地域内に建築する、貸金業（消費者金融等）の取扱いについて	H5.6.25	H24.4.1		解釈
3-c-018	第一種低層住居専用地域内に兼用住宅の八百屋・魚屋は建築できるか（令第130条の3第2号に八百屋・魚屋は含まれるか）	H5.6.25			解釈
3-c-019	エステティックサロン（風俗ではない）は「理髪店他その他これらに類するサービス業を営む店舗（令第130条の3第3号他）」に該当する用途となるか	H16.4.1	H24.4.1		解釈
3-c-022	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第4号の規定に基づき許可不要の「ダンス教室」は、令第130条の3第6号「学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設」に該当する用途となるか。	H16.12.15	H24.4.1		解釈
3-c-023	リサイクルショップは何の用途に供するか。	H17.4.1			解釈
3-c-024	第一種低層住居専用地域内に建築する兼用住宅の兼用用途に付随する建築物の床面積の取扱いについて	H27.7.1	R6.4.1		解釈
3-c-025	アトリエ又は工房は工場となるか	H27.7.1	R6.4.1		解釈
3-c-027	法別表第二に掲げる「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」の「観覧場」とは	R2.7.1			解釈
3-c-030	既存の鉄・非鉄等を回収しシュレッダー（破砕機）により裁断する施設が、逆有償（処理業者が金銭を受取り処理する）になった場合の法第51条の取扱いについて	R2.7.1			手続

3-d：建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

コード	事例	創設	改正	廃止	区分
3-d-001	屋上突出物の斜線制限の取扱いについて	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-d-002	日影図作成の際の緯度について	H2.9.18	H24.4.1		解釈
3-d-003	建築物の屋上の手摺、ネットフェンス、テニス用のネット囲い等は、日影規制の対象となるか	H4.2.21			解釈
3-d-004	道路と敷地との間に水路がある場合の道路斜線の緩和（後退距離）の取扱いについて	H8.4.1	H24.4.1		解釈
3-d-005	道路幅員が異なり、令第132条の二以上の前面道路がある場合、最大幅員をどこで規定するか	H10.4.1	H24.4.1		解釈
3-d-006	敷地と道路に高低差がある場合の後退距離（法第56条第2項）について	H14.4.1	R1.7.1		解釈
3-d-007	法第44条第1項第4号により許可を受けた道路上空通路の敷地内の部分は、道路斜線制限の対象となるか	R1.7.1			解釈
3-d-008	法第56条の2ただし書許可について	R2.7.1	R3.7.1		手続
3-d-009	法第56条の2ただし書許可の周囲の同意について	R2.7.1	R3.7.1		手続

3-e：防火地域

コード	事例	創設	改正	廃止	区分
3-e-001	防火地域及び準防火地域内の既存不適格建築物の改築の取扱いについて	S59.4.1	H24.4.1		解釈

3-e-003	法第22条地域、防火地域及び準防火地域でのバルコニーの取扱い	H17.4.1	H24.4.1	解釈
---------	--------------------------------	---------	---------	----

3－f：美観地区、地区計画等の区域

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

4. 雑則

4－a：建築協定

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

4－b：建築審査会

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

4－c：既存建築物に対する制限の緩和

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
4-c-001	基準時の敷地内において既存の木造作業場（法第48条にかかる既存不適格工場）を、構造を変えて建て替える（用途、規模は従前と同一）場合の既存建築物に対する制限の緩和（法第86条の7）の取扱いについて	H10.4.1	H26.8.1		解釈
4-c-002	昭和26年に用途地域が指定され既存不適格となった工場を、昭和37年に令第137条の7に基づき1.5倍の増築を行った。昭和45年12月、令第137条の7第2号及び第3号は改正され「増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍をこえないこと。」となった。現在改築（棟単位）する場合、1.5倍の面積を確保できるか。	H10.4.1	H22.4.1		解釈

5. 工作物

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
5-001	人工地盤を駐車場とした工作物は令第138条第4項第二号の工作物か	S59.4.1	R8.4.1		解釈
5-004	擁壁の高さの取り方について	S61.8.1	H22.4.1		解釈
5-005	生コンクリートプラント等の工作物の取扱いについて	H2.3.15	R8.4.1		解釈
5-007	遊戯施設とは	H4.2.21	H26.8.1		解釈
5-008	電気通信事業者が設置する通信用の鉄塔は、工作物確認の要否とその高さの算定について	H10.4.1	H26.8.1		解釈
5-009	携帯電話の通信基地局に設置される通信機器収納ボックスの取扱いについて	H12.4.1	H26.8.1		解釈
5-010	神社・仏閣に設けられる不動明王、観音、三重塔、鳥居は、装飾塔・記念塔として工作物確認が必要か	H27.7.1	R6.4.1		解釈
5-011	建築物の敷地以外に築造する擁壁について	R1.7.1	R6.4.1		手続

6. 条例、細則

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
6-001	災害危険区域の範囲	S59.4.1			解釈
6-002	条例第6条の接道の取扱いについて	S59.4.1	H11.5.1		解釈
6-004	条例第23条第1項中「現に幅員4以上の道路」の取扱いについて	S59.4.1			解釈
6-005	条例第24条による車庫等の区画について	S59.4.1	R8.4.1		解釈
6-007	細則第5条第4号の建築物及び工作物確認申請書の添付書類として建築主事が必要と認めるものとは【特定行政庁群馬県のみ扱い】	S59.4.1	R5.7.1		指導
6-008	細則第19条角地の指定の取扱いについて	S59.4.1	R1.7.1		解釈
6-009	条例第19条及び第26条による共同住宅及び長屋の主要出入口の前面道路の幅員の取り方について	H3.11.12	H26.8.1		解釈
6-011	1棟に共同住宅と長屋がある場合の条例第19条と第26条第1号の通路の取扱いについて	S61.8.1	H26.8.1		解釈
6-012	細則第6条第2項でいう住宅は、賃貸住宅を含むか	H1.7.6	H14.4.1		解釈
6-016	条例第25条の車庫内の出入口について	H4.2.21			解釈
6-018	確認申請書に添付する防災計画書で、別棟の既存建築物の記載及び図面の添付について	H8.4.1	H14.4.1		手続
6-019	建築確認済証発行後、浄化槽の仕様を変更する手続きについて（浄化槽仕様書の内容変更について）	H9.4.1	R5.7.1		解釈
6-020	条例第23条第1項で規定する、車庫等の床面積の合計が500㎡を超える場合の敷地において、前面道路の幅員が4m以上6m未満の場合、道路状にした敷地の一部分は、敷地面積に含まれるか	H10.4.1	R7.4.1		解釈
6-021	細則第6条の手数料の減免の取扱いについて	H10.4.1	H22.4.1		解釈
6-022	県条例第19条（共同住宅等の出入口と道路との関係）又は第26条（長屋の出入口と道路との関係）で規定する敷地内通路の取扱いについて	H26.8.1	R8.4.1		解釈
6-023	県条例第10条「主要な出入口」とは	H27.7.1	R6.4.1		解釈
6-024	興行場等の戸の開き方について	R4.7.1			解釈
6-025	条例第21条ただし書きの公園、広場その他これらに類するものについて	R5.7.1			解釈
6-026	条例第4条ただし書きの「敷地の状況により・・・おそれがないと認める」場合の取扱いについて	R6.4.1			手続

7. その他（他法令との関係等）

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
7-001	日本建築行政会議編集図書の位置付けについて	H14.4.1	H29.7.1		解釈 指導
7-002	法第77条の32の規定に基づく指定確認検査機関からの照会回答について	H15.4.1	H26.8.1		手続
7-003	土木事務所で発行する証明について【特定行政庁群馬県のみ扱い】	H17.4.1	R7.4.1		手続
7-005	建築確認等の証明の申請者の資格について	H27.7.1	R6.4.1		手続